

佐 介 第 5 5 8 号
令和 3 年 10 月 29 日

行政管理課長 池田 和由 様

介護保険課長 向後 妙子

令和 2 年度介護給付費財政調整交付金算定に関する報告について

標記の件について、介護給付費財政調整交付金算定の事務処理に誤りがありましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 概要

介護給付費財政調整交付金申請に係る事務に誤りがあり、当該年度の交付額が、本来交付されるべき額より約 7 千万円少ない 54,542,000 円となる事案を発生させました。

令和 3 年度当初に、県より会計検査院による実地検査の事前資料の作成依頼を受け、5 月に事前資料を県に提出しておりますが、この資料作成の過程にて、報告数値に錯誤があり、本来の数値で再積算すると、125,248 千円で、△70,706 千円の過小請求であったことが、判明したものです。

2. 原因

当該交付金の交付割合は、高齢者数や前期・後期高齢者数などを基礎数値として算定しておりますが、令和 2 年度の算定において、令和元年度に提出した資料を参考にしながら入力したことにより、誤って、前年度の数値を入力し報告してしまいました。また、数字の取り違えに加え、決裁時の確認が不十分であったこと、交付申請までに数回ある確認機会において、メール添付資料の確認不足から、検算作業が適切に実施されなかったというミスが重なったことも発生の要因であると考えます。

3. 誤りの件数、影響額等

高齢者人口

		高齢者 65 歳以上	前 期 65-74 歳	後 期 75 歳以上		
					75-85 歳	85 歳以上
人 口	誤	656,722 人	346,861 人	309,861 人	234,499 人	75,362 人
	正	667,123 人	344,236 人	322,887 人	242,343 人	80,544 人
比 率	誤	-	0.5282	0.4718	0.3571	0.1148
	正	-	0.5160	0.4840	0.3633	0.1207

* 人口は、12 か月を他市上げた合計の数

* 比率は、全ての高齢者人口に対する比率

これにより、本来交付額 125,248,000 円に対して、本市が算出し、受領した額は 70,706,000 円少ない、54,542,000 円となりました。

4. 対応

事案認識後直ちに、錯誤の修正と過少分の追加交付を目指し、国及び千葉県と協議いたしましたが、現行制度での修正等は困難との回答でした。

会計検査院の実地検査は、院内での審議を経て内閣に検査報告の後、措置結果等が公表され、例年、11月10日前後の報道発表が予定されておりますことから、佐倉市におきましても、時期を同じくして、プレスリリースする予定としております。

5. 再発防止の取組み

- (1) 事務処理マニュアルを精査し、新たにチェックリストを導入、担当者複数制（ダブルチェック体制）とすることで、作業の可視化を図りデータの正確性を確保します。

[令和3年10月措置済み]

- (2) 補助金・交付金に係る決裁には、通知文・要綱、報告数値の算出方法、算出根拠資料、前年度の報告値を添付するほか、他班の班長を、補助金・交付金に係る審査者として位置づけ、確認の精度を向上させます。

[令和3年5月措置済み]

- (3) 班ごとにメール管理担当者を置き、国・県等への報告に係る文書管理の適正化、可視化を図ることにより、報告（回答）の遅延、失念及び報告誤りを防止します。

[令和3年5月措置済み]

佐企第3号
令和4年4月4日

総務部長 佐藤 幸恵 様

企画政策部長 向後 昌弘

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事務に関する報告について

標記の件について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事務において事務処理に誤りがありましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 概要

令和2年度に国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「コロナ交付金」）を令和3年度事業に充当するために必要な手続きに誤りがあり、佐倉市の令和2年度補正予算において繰越明許手続きを行い実施したコロナ対策事業にコロナ交付金を充当することができなくなった。

2. 原因

- ・コロナ交付金に係る事務担当者は1名であり、組織としての支援体制を構築できていなかった。
- ・1人の担当が思い込みで資料を作成してしまった。

① 令和3年2月22日付市第2661号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る翌債・繰越手続及び超過概算支払額の返還申請について（依頼）

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 配分（予定）額、支出見込額等報告書において、令和3年度の支出見込額（＝繰越見込額）を財政課と協議をせずに決定してしまった。

- ・ 予算上の繰越財源（本来繰越見込額とすべき額） 568,440 千円
- ・ 千葉県への支出見込額（＝繰越見込額）の報告数値 525,186 千円

- (2) 提出後の3月1日、県担当者からの電話での修正指示に対し、決裁を取らずに令和2年度中の支出見込額を修正し再提出してしまった。

- (3) 提出後の県担当者からの電話での修正指示に対し、県との十分な協議をせずに回答してしまった。

- ・ 3月1日12時が提出締切のところ、2月定例会一般質問初日であり、決裁者・審査者である部課長は議場に入っており、担当者も控室で待機する必要がある中での作業だった。

② 令和3年3月2日付メール 地方創生臨時交付金に係る翌債・繰越手続及び超過概算支払額の返還申請の内容確認について（依頼）

- (1) 佐倉市が「国に対する翌債・繰越手続を行わない団体」になっているにも関わらず、

千葉県に確認することなく、該当なしと回答してしまった。

(2) 回答に際し、財政課と協議をせずに決定してしまった。

(3) 企画政策課内で繰越（翌債・本省繰越）に関する知識が不足し、供覧時に指摘をすることができなかった。

③令和 3 年 3 月 31 日付市第 3219 号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る実績報告及び年度終了実績報告等について

(1) 担当者が代わり、国の翌債承認がなくても、令和 2 年度のコロナ交付金を令和 3 年度事業に充当できると誤認識のもと年度終了実績報告書を作成してしまった。

(2) 起案文に、国の翌債承認がされていないことの記載がなく、財政課で気が付くことができなかった。

・人事異動による新担当者の知識が不足していたうえ、資料作成に係る財政課への確認が不十分だった。

3. 誤りの件数、影響額等

424,923 千円（3 月 24 日現在。その後若干の増あり）

4. 対応

返還に係る経費について令和 4 年 3 月 28 日臨時議会で補正予算可決。実績報告を行い、額が確定された後、国に返還予定（4 月中）。

5. 再発防止の取組み

(1) 副担当者の設置

(2) 財政課協議の徹底

(3) 事務決裁規定に基づく事務処理の徹底（修正提出時の決裁者の承認の徹底）

(4) メールによる県・国等への問い合わせの徹底（必ず証拠を残す）

(5) 決裁根拠の添付（決裁者への指摘に対する根拠資料を添付することで、思い込みによる事務処理を防止）

(6) 起案文に意思決定の根拠を明確に記す。

平成29年度以降に事務処理誤り防止のための取組み

H29	平成29年9月1日	事務処理誤りの共有	イントラ通知	
	平成29年10月24日	事務処理誤りへの対応に係るアンケート調査の実施	依頼・照会システム	
		↓		
	平成30年3月15日	事務処理誤り防止に向けた取組について（通知）	イントラ通知	
	平成30年3月29日	佐倉市住民情報システムの運用改善に向けた取り組みについて（通知）	イントラ通知	情報システム課実施
	平成30年3月30日	業務マニュアルの作成依頼	イントラ依頼	H30年9月までに作成を依頼
H30	平成30年7月17日	業務マニュアルの作成状況確認（督促）	依頼・照会システム	
		↓		
		9月末までに未完了であったため、年度末までに延長		
R2	令和3年3月3日	事務処理誤りの報告依頼	イントラ依頼	
	令和3年3月18日	事務処理誤りの共有	イントラ通知	
R3	令和3年8月16日	業務マニュアルの見直し・更新依頼	イントラ依頼	
	令和3年11月10日	適正な事務の執行について（通知） 事務処理誤りの報告依頼	イントラ通知・依頼	
	令和4年2月1日	事務処理誤りや業務中の事故を起こさない体制づくりのためのアンケートの実施	依頼・照会システム	
	令和4年3月15日	事務処理誤りや業務中の事故を起こさない体制づくりのためのアンケート結果報告（全庁向け・各部局向け）	イントラ通知 各部にはメール	
	令和4年3月24日	事務の適正な執行について（通知） 事務処理誤りの報告依頼	イントラ通知・依頼	
R4	令和4年4月8日	事務の適正な執行について（通知）	イントラ通知	

佐倉市適正な事務執行のための検討会設置要綱
(設置)

第1条 本市が執行する事務において、処理の誤りがなく適切に行われるよう、不適切な処理事案の調査及び発生防止のための対策等、事務の執行のあり方を検討するため、佐倉市適正な事務執行のための検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 事務処理の誤り事案等の不適切な処理事案の調査に関すること。
- (2) 適正な事務の執行のあり方の検討に関すること。
- (3) その他事務の執行における諸課題の調査及び対策の検討に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる職員及び総務部長が指名する職員で組織する。

2 検討会は、不適切な処理事案の調査及び発生防止のための対策等、適切な事務執行のあり方に関する必要な知見を得るため、副市長を顧問として置く。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、検討会の活動に必要と認める場合は、課長及び出先機関の長に関係職員の会議への出席、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則（令和4年 月 日決裁佐行第 号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱は、施行の日から1年を経過した日をもって廃止する。

附 則（令和4年 月 日決裁佐行第 号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部長

総務部行政管理課長

総務部人事課長

総務部情報システム課長

財政部財政課長

財務部契約検査課長

資産経営部資産経営課長

会計課長

事務処理の誤りに関する調査結果等に関するご意見について

頂きましたご意見を第3回検討会において委員間で共有したいと考えておりますので、ご意見がありましたら、下欄にご記入ください。

委員名	
件名	

件名	
----	--

件数が不足する場合は、上記表をコピーして追加してください。